

勝見英一朗委員の総括質疑

○渡部秀樹委員長 順位1番、議席番号3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 それでは、一般会計の7款1項2目、003地場産業振興センター支援事業4,637万2,000円について2点質問いたします。

まず、この事業の内訳ですが、地場産業振興センター運営費補助金とタスビル活用に係るコンサル委託料の2つがあり、それぞれの金額の明示はないものの、さきの産業・建設常任委員会協議会での説明によれば、コンサル料はタスビル改修後の経営指導や6階客室の改修について検討するために三菱総研に1,100万円で委託するものであるということでした。そこで、検討を委託するタスビル改修後の経営指導に関わって質問いたします。

まず、1点目、タスビル改修後のフィットネスクラブに関して商工振興課長にお尋ねいたします。

本市におけるタスの役割には、大きく産業振興と観光促進、そして市民の健康づくりの3つがあり、このたびのタスビル改修は観光促進と市民の健康づくりを目的として行われたものと考えております。特に健康づくりは、市民の関心も高く、保健・福祉施策の観点からも重視されるべきものと考えます。その視点でいえば、新しく整備されたフィットネスクラブは大いに活用されるべき施設と考えます。そこで、その料金設定はどのようになっているか。また、設定根拠は何か。そして、市民の利用をどのように見込んでいるか、商工振興課長にお尋ねいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 フィットネスクラブの料金設定につきましては、指定管理者制度に基づいた管理となっており、長井市産業振興交流拠点施設条例で定めている上限額の範囲内で指定管理者の経営方針に基づき、利用料金は指定管理者が定めるものとなっております。

ただし、市のほうでも出資しているということから、市民の皆様に満足して使っていただけるよう安価な料金設定になるように要望はさせていただきました。

料金設定の根拠につきましては、フィットネスクラブと温浴施設が同一施設内にあり、タスパークホテルと同様の体系で運営するフィットネスクラブを対象に近隣市町、近県施設の価格設定を参考にしながら検討したとお伺いしております。

例えば高島町の置賜スポーツ交流プラザユルットや山形市にあります株式会社山交が運営するトップロード、あとは米沢市にありますスポーツクラブジャンプ、そして秋田県横手市にありますクォードインyokoteなど多数社を参考にして、その際は首都圏、仙台エリアは金額水準が高いため参考とはせず、ユルットは3市5町で負担しているということから参考程度にしたとお伺いしました。

市民の利用見込みにつきましては、ほかの施設との違い、より健康を意識できる環境ですので、価格設定には限度がありますが、これまでより多くの市民の方にご利用いただけるのではないかと考えております。

フィットネスも温浴施設も面積もとても広くなりましたので、より多くの皆様にご利用いただけるようになっております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 今、料金設定の背景とほかの施設と比較してというお話をいただきました。これまでチラシ等も頂いておりますので、このフィットネスクラブのリカッセというクラ

ブの案内等は頂いておりますが、これらを見ますと、そのフィットネスクラブ、名前はオフスクエアということのようなんですが、その利用はこれまでのタスと同じように会員制が基本になってるような印象を受けるわけなんですが、今回タスの改修に当たっては長井市が39%の部分所有をして、またタスパークホテルにも1,000万円の出資をしてるということで、この施設は長井市民にとって公共的な施設と受け止めておりますが、そのような観点でいえば原則としては会員制ではなくて一般に公開されたようなパブリックな施設と感じるんですが、そうした今後の運営方針については会員制を基本とするということではなく、市民に開放された公共的な施設という考え方に基づくということでもよろしいでしょうか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 会員制と、あとチラシの裏側にあります、見ていただければ分かると思いますが、ビジター会員ということで、一般の方がいつでも時間があるときにお使いいただけるというような料金設定もさせていただきました。

こちらのほうにつきましては、従来3,300円だったのが大幅に値下げをさせていただいて、温浴施設も同時に使えるということで時間に制限なくお使いいただき、1,980円に変更しております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 以前の説明などでもこのタスビルについてはホテルを利用する方にとってはこのフィットネスクラブがあることも利点の一つだとお話あったと思うんですが、私もそのように承っておりますけれども、ホテル宿泊者に対してはどのような料金設定なんですか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 ホテル利用者の方から

は宿泊料金というものをちゃんと頂くわけですので、こちらのほうの宿泊者に対しては温浴施設とフィットネス、両方合わせて1,100円というような設定にされたようです。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 まず、1つ、セットにしなければいけない理由は何でしょうか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 そちらのほうにつきましては、指定管理者のほうで決定された事項ですので、私のほうからはお答えすることはちょっとできません。申し訳ありません。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 この後、この経営に関わってコンサル等の助言等も受けられるし、それから当然運営に関わっては長井市も関係していられると思うんですが、こうした料金設定も含めて指定管理者に全てお任せと今感じられたんですが、そういうことなんですか、もう一度お尋ねいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 全てを任せるというのではなくて、上限額の範囲内で指定管理者が定めるものとなっております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 先ほどビジターが1,980円ということでした。宿泊される方は、宿泊料を払っていただいているので、1,100円がいいですということなんですが、それは市民の利用と考えたら随分と違いがあるように感じるんですが、そんな感覚というのはこの件を話ししてるときにはなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 先ほどからも申し上げていますが、まずは料金設定のほうは指定管理者が定めていて、何回も言うようで申し訳ありませんが、上限額を条例で定めていて、その中

で指定管理者が決めていくというようなことになっておりますので、そちらのほうご理解いただきたいと思ひます。

あと勝見委員のほうから今いろいろ質問等いただきましたが、こちらのほうはホテルのほうにお伝えさせていただきます。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 そのほかこのタスの中では、例えば茶室などもありますし、それらはこれまでタスのホームページ等見ると賓客の方をお迎えする場所という書かれ方もされておりますけれども、これからは一般の市民等もできるだけ使っていただく、あるいは場合によっては環境を整えば中学生あるいは高校生が放課後の活動として茶道を学ぶとか、そういうこともあり得るかと思うんですけれども、そうした使われ方なども想定されているのでしょうか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 茶室の利用につきましては、お茶を頂く作法の体験の場としての利用など中学生の意向に沿って五山会のほうで協力いただくことは可能とお聞きしております。ぜひ一般の方、あとは多くの皆さんに茶室を見ていただき、あとはお茶を頂いていただきたいと思っております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 タスがどのような施設であるべきかということについては、一般質問に関わってきますので、この総括質疑の中では踏み込まないことといたします。

次に、2点目の質問に入ります。タスが今申し上げたような公共的な施設という認識において、今後のタスの運営を検討する中に緊急避難場所としての利用を含める考えがあるかを商工振興課長にお尋ねいたします。

タスは、耐震性はもちろん、緊急時に必要とされる設備は、コミュニティセンターや学校の体育館など現在の避難所に比べれば格段に整備

されております。全くの民間施設であれば、当初から避難場所として想定することはできませんが、前の質問で申し上げたように公共的な施設に生まれ変わったわけですから、万が一にも、地震災害のようなことが起きた際は、緊急避難場所として利用されるべきだと思いますし、もしそのような施設でもあるという認識を市民が持てたら、タスに対する見方も大きく変わるのではないのでしょうか。タス改修後の運営を検討するには、地震災害のような緊急時の避難先として活用することなども含むお考えはあるか、商工振興課長にお尋ねいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀商工振興課長。

○菊地千賀商工振興課長 タスビルに関しましては、置賜地域地場産業振興センターや長井商工会議所、あとは信用保証協会、その他の企業などが入居しておりますので、その団体の了解がないと避難場所としての利用はできませんでした。

このたび一部を市も所有することになったことから、現段階では未定ではありますが、避難場所としての必要性がある場合には関係団体と協議の上指定することも可能かと思っております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 分かりました。できるだけ市民の利用に供されるような施設としていただきたいという考えから質問させていただきました。

1点目の質問は以上で終わります。

次に、2点目の質問に入ります。10款教育費、2項2目、001教育振興事業のうち図書購入費2,774万4,000円及び3項中学校費、2目教育振興費、001教育振興事業のうちの図書購入費107万9,000円について質問いたします。

まず最初の質問ですが、学校図書館には法律で定められた蔵書基準があります。それが学校図書館図書標準と言われるもので、学級数に応

じて冊数が定められております。例えば小学校では1学年1学級の合計6学級数の場合は5,080冊、中学校では1学年2学級の合計6学級の場合は7,360冊になります。本市においても当然、この基準は守られていると思いますが、図書標準に定められた基準を充足しているか学校教育課長にお尋ねいたします。

あわせて、廃棄基準があるかもお尋ねいたします。といいますのは、図書標準を満たすために古い本を廃棄しないで冊数だけそろえ、新刊本が入らないという課題が全国では散見されますので、本市では旧本と新本が定期的に循環される環境か、そのための廃棄の基準等はあるのか学校教育課長にお尋ねいたします。

○渡部秀樹委員長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 勝見委員からのご質問につきましては、地方交付税に関係する事項であるため、財政課より事前に財政措置の状況を確認しております。令和6年度長井市の小・中学校及び学校給食に係る普通交付税のうち、ソフト事業部分として3億2,600万円ほどが措置されております。それに対しまして令和6年度当初予算では、小・中学校と調理場、これはPFIの建設分を除いておりますけれども、約5億3,700万円が予算計上されております。本市ではデジタル田園都市国家構想総合戦略においても教育と子育てに特に力を入れていることもあり、交付税措置以上の予算が計上されているということでございます。以上のことを踏まえてお答えいたします。

まず小・中学校の蔵書数は学校図書標準を充足しているか、そして本の廃棄基準はあるかということですが、学校図書館の状況については、文部科学省では学校図書館の現状に関する調査を5年ごとに実施しております。これは学校図書館への司書教諭や学校司書の配置状況、そして図書の整備状況、学校図書館の活用及び読書活動の状況等について調べているもの

でございます。直近では令和2年度の調査があり、その結果では長井市においては市内小・中学校8校全て図書標準に定められた基準を充足している状況でした。詳細についてはですが、図書標準に定められた基準の達成率は、小学校で120.5%、中学校で112.8%という状況でございます。

また、古くなった本の廃棄については、文部科学省が策定した学校図書館ガイドライン及び公益社団法人の全国学校図書館協議会が定めた学校図書廃棄基準に基づいて実施しております。これらの基準によると、受入れ後10年を経過した図書や使用に耐え得るが、記述内容ですとか掲載資料、表記等が古くなり、利用価値が失われた図書などが廃棄の対象となるということでございます。

令和2年度の調査では、市内小学校の購入冊数の合計が1,533冊、廃棄冊数が258冊ございました。市内中学校での購入冊数の合計が635冊、廃棄冊数、この年はゼロということです。年度によって冊数の変動はありますが、国等から定められている基準にのっとり整備している状況でございます。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 交付税措置されている金額に比べて、長井市が教育と子育てに力を入れているということで、それよりも随分ずっと多い予算が充てられているということは今説明を受けて分かりました。

それから蔵書についても標準を満たしていることなんですが、一番はその入替えの部分だと思っております。この図書の廃棄基準につきましても今、課長言われたようにいろんな基準があって、それに基づいて廃棄がなされるものだと思います。この廃棄に当たっては、今、課長言われたように10年を経過した図書、あるいは研究成果に図鑑であれば刊行後3年を経ているもので最近の研究成果にそぐわなくなった

図書というような基準があるわけです。

そうした観点で図書を見ていくときに、長井市は学校司書は配置されておりませんので、担当の先生か、あるいは12学級以上の場合には学校司書の方が中心になって廃棄を見ていく。あるいは新刊本入れるとしても選書に当たっては何を入れるかということを検討される。そのために図書の更新に当たっては、委員会等を設ける。そして廃棄に当たっては、学校設置者が定める条例、規則等に従って行う等がこの廃棄基準の中には定められておりますが、そうした学校の中での選書あるいは廃棄に当たってどんな体制でこれを本を見ておられるのか、一つの先生ではないと思うんですが、その体制はちゃんとできてくるのか伺います。

○渡部秀樹委員長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 今、勝見委員からありましたように、委員会などを設けて本の購入を決定しているということ、職員と子供たちからの情報なども得て購入している状況がございます。

また、市の図書館の司書の方々にもご協力をいただきながらそういうものの購入ということ、あと整備も行っているという状況です。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 今の答弁と関連してしまうんですが、2点目の質問に入ります。図書館用の図書の購入費について、先ほど予算化は随分とされてるというお話でしたけれども、図書に充てる予算をどのように決められたのか、お尋ねいたします。

本市の場合は小学校で児童1人当たり1,195円、6校合計で132万2,000円、中学校では生徒1人当たり1,199円、2校合計で74万5,778円です。この図書費については、文部科学省が地方交付税として財政措置しており、その額は第6次学校図書館図書整備等5か年計画を見ると、小学校では学級数掛ける4万700円、中学校で

は学級数掛ける6万3,100円のように示されております。ただ、それは地方交付税として措置されるものですので、他の教育施策との兼ね合いで自治体ごとに定めるものでもありますから、この図書費が上下するのはやむを得ないと理解はしております。ただ、本市においてどのような根拠で図書費を決めているのか、その算定根拠を教えてくださいと思います。

○渡部秀樹委員長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 図書館用の図書購入費については、文部科学省が策定した第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づき、地方交付税で財政措置が講じられています。この地方交付税で算定されている図書購入費は、勝見委員がおっしゃるとおりとなっております。

長井市における近年の小・中学校での図書購入費は、1人当たり1,170円から1,300円程度で推移していますけれども、これに倣って今購入を計画しているところです。この額だけに注目すると地方交付税で措置されている額の50%に満たない予算と、措置となっておりますけれども、しかしながら、長井市の子供たちの読書環境という観点からすると図書購入費のほかに1学級1新聞事業や市立図書館で実施している移動図書館いなほ号の活用も含めてと捉えている必要があると考えております。1学級1新聞については、小・中学校合わせて77万4,000円を予算化し、新聞を身近なものに感じ、読む力を育てるために実施しています。また、いなほ号は、月1回各校を巡回しています。そこで本を借りることで学校図書にはない本を読むことができるという状況でもございます。

また、多くの方々より本のご寄附などいただいております。子供たちの身近な本として親しまれていることもあります。

以上のように市の取組の全体を考えれば子供たちの読書環境は十分に整えることができているものと考えております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 これは先ほど申し上げたように自治体の中で図書費をどういうふうに充てるかということは自治体で考えればいいことで、ほかの施策と関係することだとは理解しておりますので、その基準についてお尋ねをいたしました。

そうした基準の中で図書を整理していったときに1校あたりはどうしても小さくならざるを得ない。それを長井市全体の6校あるいは8校、長井市立図書館も含めた蔵書と考えれば相当の図書数になります。それらをネットワークで結んで、お互いに貸し借りができるような仕組みというのはあるのでしょうか。

○渡部秀樹委員長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 学校内での貸出用のシステムは電子化となっておりますけれども、今、勝見委員がおっしゃったように学校間ですとか図書館と連携したものはまだ現在できておりません。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 先日、新聞読んで、図書館の在り方というのは、ああ、なるほど、こういう在り方もあるのかと考えさせられたことがありました。またそういうことについては、これは一般質問内容に関わりますので、機会があったらお尋ねしたいと思います。

図書に関しては以上で、2番目の質問は終わりにいたします。

続いて、3番目の質問に入ります。2款総務費、4項選挙費、2目山形県知事選挙費1,487万9,000円について、選挙管理委員会事務局長に伺います。

本市では投票時間についての市民アンケートを行い、次回の選挙に向けて投票時間の繰上げを検討していると報じられておりましたが、言うまでもなく、投票時間は公職選挙法第40条で午前7時に開き、午後8時に閉じると定められて

いるものです。ただし、続けて市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰上げもしくは繰下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとありますので、これを根拠に投票所を閉じる時間を繰り上げることを検討されているものと承知いたします。報道では県内のほとんどの自治体が何らかの繰上げを行っていますので、一定の理解はするものですが、選挙は民主主義の根幹であり、基本的人権の一つ参政権の行使の形でもあります。その意味では、よほどの理由がなければ繰上げはすべきでないという声も正論であると思います。

そこで選挙管理委員会事務局長にお尋ねいたしますが、繰上げを検討されている根拠となる本市の特別な事情をどのように認識されているか伺います。

○渡部秀樹委員長 三瓶仁之選挙管理委員会事務局長。

○三瓶仁之選挙管理委員会事務局長 この質問に関しては本来選挙管理委員会委員長がお答えすべき内容ではございますけれども、ご指名ですので、選挙管理委員会で決定されたことに従い事務局長としてお答えできる範囲でご答弁させていただきます。

本市における特別な事情につきましては、夜7時からの投票者数が減少していることがあげられます。例を挙げますと、平成28年に執行された参議院議員通常選挙では518名に対し、令和4年に執行された参議院議員通常選挙では315名と、約200名減少しております。夜7時からの投票者がゼロ、全くいなかったという投票所が複数あった選挙もございました。

また、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、

投票所の混雑緩和のために期日前投票が推奨されたことも要因の一つと思います。期日前投票が有権者の皆様に浸透してきており、選挙当日に投票所で投票する方は選挙を重ねるごとに減少してきております。

さらに令和5年3月の法改正によりまして期日前投票の要件が緩和されたこともあり、今後さらに当日の投票者数は減少していくものと思われる。

このような状況から、選挙人の投票に支障を来さない特別の事情に該当すると考えております。

ただ、全ての投票所で夜7時以降投票者が全くいない、ゼロということではございませんので、この時間帯でしか投票できないという方もいらっしゃるかと思います。このような方には期日前投票をご利用いただくよう、今まで以上に期日前投票の周知を図ってまいりたいと考えております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 必要があると認められる特別の事情については、例によっては高齢の方が暗くなってから投票に行くのは危険だとか、そうした事例なども挙げられてはおりますけれども、あんまり横並びというのはまた違うと思いましたが、お尋ねいたしました。

2つ目の質問に入ります。まず障がいのある方あるいは介護を受けている方などに関してですが、こうした方についてもこの1票の権利というのは障がいのある方もない方も全く同じなわけです。しかし、障がいのある方や介護を受けている方が投票するには様々な困難があるだろうことは予想されます。ある市の市議選での投票状況について、障がい重いほど投票率が下がる傾向があったという新聞記事もありました。そうした実情を踏まえ、自治体によっては、車を持たない高齢者を投票所までタクシーで無料で送迎したり、投票箱を積んだ車を郊外に走

らせて期日前投票ができるようにしたり、知的障がいのある方も理解できるように分かりやすい言葉による選挙文書を作成するなどの対策が取られているようです。では本市においてはどのようなのでしょうか。介護を受けている方や障がいのある方が投票しやすい環境をどのように整えていくお考えか、選挙管理委員会事務局長に伺います。

○渡部秀樹委員長 三瓶仁之選挙管理委員会事務局長。

○三瓶仁之選挙管理委員会事務局長 介護を受けている方や障がいのある方が投票所で投票する際には、投票事務に従事する職員がその方の支援を行っております。どの程度の介護・介助が必要かはそれぞれ異なりますので、投票事務に従事する職員が判断いたします。文字を書くことが困難である方には代理投票制度の提案をするなど、その方に合わせた適切な支援を行うよう事務従事者の教育にも努めております。

また、例年米沢養護学校西置賜校に出向きまして、啓発活動の一環として子供たちに対する選挙啓発出前講座を実施しております。ここでは講話だけでなく、模擬投票を経験していただくことで投票することの大切さや投票方法などを学んでいただいております。少しでも投票へのハードルが下がるように努めております。

昨年1月には総務省の選挙部の管理課より、車椅子の方の介助の方法など障がいごとの特徴や基本的な支援の方法などが記載されている障がいのある方に対する投票所での対応例が取りまとめられました。こちらも参考にして投票しやすい環境となるよう努めてまいります。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 もう1点お尋ねいたします。3番目ですが、不在者投票について選挙管理委員会事務局長に伺います。

近年、期日前投票の利用が広まり、令和4年の選挙では投票総数の37.4%が期日前投票とな

りました。このように期日前投票が一般に認知されている一方、不在者投票は長井市選挙区では200名前後で推移しております。入院しての方や施設に入所されている方で自分では投票所に行けない方、住民票を本市に残したまま市外に住んでおられる方、進学などで市外に出られた方など、不在者投票対象の方は少なくないように思います。不在者投票の該当者や方法については、長井市のホームページに掲載されておりますし、不在者投票できる施設への通知などなされてこられたと思いますが、高校生や企業を通した周知などこれまでどのようになされてこられたか、また、今後周知をさらに徹底することなど考えておられるか、選挙管理委員会事務局長に伺います。

○渡部秀樹委員長 三瓶仁之選挙管理委員会事務局長。

○三瓶仁之選挙管理委員会事務局長 不在者投票制度の周知につきましては、勝見委員からありましたとおり、常時ホームページに掲載しております。また、検索可能な状況にしております。また、選挙の都度広報ながいに特集のページを設け、掲載をしております。

不在者投票ができる病院、施設につきましては、山形県が指定する施設に限られますが、その対象の施設に対しましては、国、山形県の選挙の場合は山形県の選挙管理委員会が、市の選挙につきましては市の選挙管理委員会が主催して不在者投票事務の説明会を開催しております。

高等学校、短期大学、大学に対しては、山形県の選挙管理委員会から総務省が作成したチラシを送付しております。住所移動の方法とともに不在者投票制度のお知らせをしておるところでございます。

本市におきましては、昨年7月に長井高校のほうに出向いていきまして、選挙啓発の出前講座を実施してまいりました。その講話の中で不在者投票制度の説明を行っております。

これまで地元の高校2校、交互に出前講座を行ってはおりますけれども、この取組を今後も継続して行ってまいりますけれども、これからは進学等で市外に居住する方への周知方法を少し工夫しまして、県の選挙管理委員会とも協力しながら不在者投票制度の浸透に努めてまいりたいと考えております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 10代の投票率も下がっているという報道もありますので、そのような形で進められてることは大変適切なことかなと感じます。

この不在者投票時間の繰上げにつきまして進められてるわけなんです、これまでお聞きしてきた範囲の中では、この投票、選挙については、まず一番大事なことは、一票でも多くといえますか、一人でも多くの方に投票していただくことが一番大事なことであって、そうした取組がなされていて、さらにその特別な事情というものがあるということを示された上での繰上げと考えましたので、その点を今お尋ねさせていただきます。

以上で質問は終わります。

内谷邦彦委員の総括質疑

○渡部秀樹委員長 次に、順位2番、議席番号9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 政新長井の内谷邦彦です。明確な回答をよろしくお願いいたします。

最初に、3款3項1目生活保護総務費、010ひきこもりプラットフォーム設置事業予算243万9,000円について福祉あんしん課長に伺います。

昨年の事業費285万2,000円で、今年度の予算内容としては報償費13万3,000円、印刷製本費